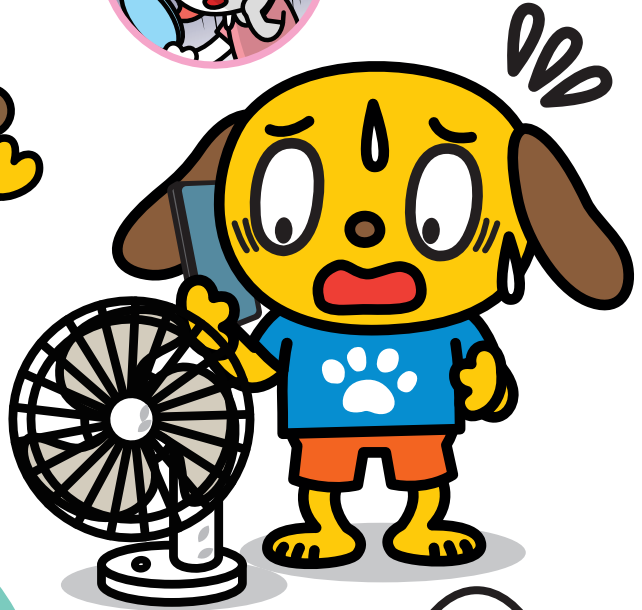
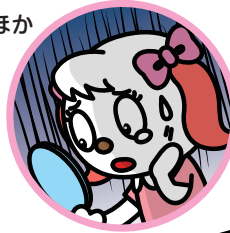


生活ひとくちメモ

トラブルの対処法を学ぼう！

- ・お試しのつもりがサブスク契約だった
 - ・リチウムイオン電池の取り扱いに注意 ほか
- 巻末 ★クーリング・オフについて
★「だまされリスク」チェック



相談するファン

相談員

18歳から大人！

民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に変わりました。成年に達すると、親の同意なく、自分の意思で様々な契約ができるようになります。



未成年者の場合は、親権者の同意なく結んだ契約は、一定の要件を満たした場合「**未成年者取消権**」によって、その契約を取り消すことができます。

大人になったばかりの18歳、19歳は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。契約するかどうか慎重に考えましょう。

もくじ

はじめに	1
お試しのつもりがサブスク契約だった	2
「〇〇ペイで返金します」と言われる返金詐欺に注意！	4
美容医療のトラブル	6
悪質なネット通販サイトに注意	8
SNSで勧誘されるあぶない投資話	10
リチウムイオン電池の取り扱いに注意	12
電子渡航認証の申請代行サービスのトラブル	14
貴金属の強引な買取りに注意	16
海産物の電話勧誘に注意	18
分電盤の点検商法に注意	20
「電話が使えなくなる」という自動音声の電話に注意	22
クーリング・オフについて	24
クーリング・オフの記載例	25
「だまされリスク」チェック	26
こまったときの相談窓口	28

はじめに

経済情勢やビジネス環境、消費者の生活スタイルが様々に変化していく中、消費者トラブルは、近年ますます複雑化・多様化しています。

高齢者の経済面や健康面等の不安に付け込んだ特殊詐欺事件が依然として多発しているとともに、昨今はインターネットやSNSを悪用した電子商取引(ネットショッピング等)上での悪質かつ巧妙な手口も横行しており、若い世代の消費者トラブルも増えている状況です。

調布市消費生活センターでは、多くの市民の皆様が健全な消費生活を営むことができるよう、専門の資格を有する者が相談に応じています。商品購入やサービス利用において困ったとき、何かおかしいと感じたときは一人で悩まず、まずはご相談ください。

この「生活ひとくちメモ」は市報ちょうふで掲載した直近1年間のコラムをまとめ、編集したものです。消費者トラブルの最近の傾向を知っていただき、これらのトラブルに巻き込まれないための知識としてお役に立てば幸いです。

今後も、市は、市民の皆様が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、消費者トラブル等に関する啓発や相談事業の充実を図って参ります。

調布市長

長友貴樹

チー坊プロフィール



©YUKI ISHII

調布市消費者啓発用キャラクター 消費者教育推進大使

- 出身：調布の深大寺あたり
- 犬種：不明(雑種?)
- 性別：♂(オス)
- 年齢：2歳から3歳くらい
- 性格：小心者・泣き虫・流されやすい・押しに弱いけど、頑張り屋さん

◎相談事例

スマートフォンでインターネット広告を見て、200円のお試し占いサービスを利用した。後日、支払いに使ったクレジットカードに毎月3000円が請求されていることに気づいた。サイトの利用規約を読むと、1週間以内に解約をしないと定期契約(サブスク(注))になると書いてあった。海外のサイトのように解約の仕方が分からない。

(注)サブスクとは、サブスクリプションの略で、定額料金を定期的に支払うことで商品やサービスを利用できる仕組みのこと

◎アドバイス

相談事例の占いサービスのほかに、質問サイト、音楽や動画配信サイトなどがあり契約内容もさまざまです。海外事業者が運営するサイトの場合、トラブルが起きたときに英語で連絡することになり、意思疎通がうまく取れないケースがあります。

申し込む前に、会社情報や利用規約をチェックして、サブスク契約になっていないか、また、どのような解約ルールが設けられているか、連絡方法などを確認しましょう。

支払い手段をクレジットカードや電子マネーにした場合は、利用明細を必ずチェックして、決済した金額が間違っていないか確認しましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。



申し込む前に、会社情報や利用規約をチェックして、サブスク契約になっていないか確認するワン！

「〇〇ペイで返金します」と言われる返金詐欺に注意



◎相談事例

インターネット検索で見つけた通販サイトで、洋服を注文した。注文完了メールが届き、個人名義の銀行口座に商品代金を前払いした。

数日後、事業者から「欠品のため返金処理する」とメールが届いた。指示に従い事業者のメッセージアプリを登録すると、「〇〇ペイで返金する」と言われ、無料通話で電話がかかってきた。

送信されたQRコードを読み取って、返金コードの数字を入力するよう指示された。言われた通りに操作したら、入力した数字の金額が相手に送金されてしまった。お金を取り戻したい。

◎アドバイス

通販サイトから「〇〇ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑い、指示に従わないようにしましょう。

相談事例のような詐欺サイトには、事業者の住所や電話番号が表記されていない、商品価格が通常より極端に安い、支払い方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、日本語表記が不自然などの特徴があります。利用前によく確認しましょう。

消費者自身が操作しているため、コード決済事業者の規約上、補償を受けられないケースが多くなっています。被害に遭わないよう注意しましょう。



「〇〇ペイで返金します」と言われたら、詐欺を疑うワン！

美容医療のトラブル



◎相談事例

肌を綺麗にする治療が格安、というネット広告を見て、美容クリニックの無料カウンセリングを予約した。当日のカウンセリングで、顔に糸を入れてリフトアップする施術をすると肌に張りが出て綺麗になる、と勧められた。今日施術するなら35万円を25万円に割り引くと言われ、断り切れずに契約して、支払いはクリニックに紹介されたクレジット会社の分割払いにした。その後すぐに受けた施術はとても痛く、施術後は顔に違和感があり、肌の調子も改善していない。返金してほしい。

◎アドバイス

◎美容クリニックのカウンセリングに行くと、今すぐ契約して施術をするよう勧誘されるケースがあります。美容目的の施術は多くの場合緊急性がありません。その場で判断せず、いったん帰宅して慎重に検討しましょう。

◎施術の効果やメリットだけでなく、リスクや副作用等についても医師に十分な説明を求め、理解した上で施術を受けるか判断しましょう。

◎クレジット契約等で分割払いをする場合、分割手数料を含めた総額が高額となるケースもあります。クレジットを組んでまで必要な施術なのかよく考えましょう。



美容目的の施術は多くの場合緊急性がありません。
その場で判断せず、いったん帰宅して慎重に検討するワン！

悪質なネット通販サイトに注意



◎相談事例

動画投稿サイトを見ていたら、国内有名メーカーと共同開発したという多機能サーキュレーター動画広告が出てきたので、2個1万2000円で注文した。支払い方法は代引き配達しか選べず、届いた商品はオン・オフのスイッチしかない粗悪品だった。注文したサイトの連絡先が分からないので、配送伝票に記載のあった発送代行事業者に電話をしているが、つながらない。

◎アドバイス

SNSやインターネット上の動画広告をきっかけとしてトラブルになるケースが増加しています。

インターネット通販は、販売事業者の名前、所在地、電話番号などの情報を表示することが法律上義務付けられています。悪質なサイトの場合、これらの表示がなかったり、実在する無関係の事業者の情報が記載されていたりします。また、支払い方法が代引き配達や銀行振り込みしか選択できない場合は、返金交渉が難しくなるため注意が必要です。



悪質なサイトかどうか注文前に見極めることが大切だワン！

SNSで勧誘されるあぶない投資話



◎相談事例

SNSで知り合った投資家が主催するオンラインセミナーに参加した。その後、メッセージアプリで、その投資家と連絡を取り合った。必ず利益が出ると言われ、暗号資産の投資を勧められた。国内の暗号資産取引所に私名義の口座を開設し、日本円を暗号資産に交換した。投資家の指示で、海外の暗号資産取引所に暗号資産を送り、別の暗号資産に交換した。利益が出たので、預けた暗号資産を出金したいと投資家に申し出たら、手続きには保証金が必要だと言われた。事前に保証金の説明はなかったが、指示された口座に数百万円を送金した。いつまでたっても出金できず、投資家とも連絡がとれなくなった。

◎アドバイス

SNSで知り合った面識のない相手から、暗号資産や株などの投資を勧められたら、詐欺的な投資話の可能性を疑ってください。投資にはリスクがつきものです。誰でも利益が得られるようなセールストークは要注意です。投資の知識がなく、契約内容が理解できない場合は契約しないようにしましょう。詐欺的なケースは、巧妙に仕組みられており、お金を取り戻すことは困難です。不信感や疑問を抱いたら、消費生活センターや最寄りの警察に相談してください。



SNSで知り合った面識のない相手から、暗号資産や株などの投資を勧められたら、詐欺の可能性を疑うワン！

リチウムイオン電池の取り扱いに注意



◎事故事例（国民生活センターホームページより）

- ①スマートフォンを就寝中に充電していたら、起床の際焦げた臭いがして、充電器とスマホ本体の差し込み口が焦げていた。
- ②約1年前にネット通販で購入した外国製モバイルバッテリーのリチウムイオン電池が膨らみ、破裂しそうになった。

◎アドバイス

小型大容量で繰り返しの使用が可能なリチウムイオン電池は、ノートパソコン、スマートフォン、モバイルバッテリー、電子たばこなどさまざまな商品に使用されています。

しかし、便利な反面、衝撃や熱に弱い性質があり、強い衝撃や高温環境などで破裂や発熱発火する恐れがあります。リチウムイオン電池を使用した製品は、地面に落としたり無理な力を加えたりしないように注意するとともに、車内や直射日光の当たる高温下には放置しないようにしましょう。

リチウムイオン電池を使用した製品を購入する際は、信頼できるメーカーや販売店から購入しましょう。また、製品の安全性を示す「PSEマーク」や「MCPCマーク」が付いている製品を選びましょう。

充電時や使用時は様子を見て、異常を感じたらすぐに充電や使用を中止し、メーカーや販売店に相談しましょう。



リチウムイオン電池製品は信頼できるメーカーや販売店から
購入し、強い衝撃や高温環境には注意するワン

電子渡航認証の申請代行サービスのトラブル



◎相談事例

アメリカへ旅行に行くために、ネット検索したサイトで電子渡航認証の申請をした。2万円余りの料金はクレジットカード払いにした。高額なので調べてみたら、海外の申請代行サイトを利用していたことが分かった。電子渡航認証は取得できたが、公式サイトなら21ドルの手数料の負担で済んだので不満だ。

◎アドバイス

電子渡航認証は、ビザ免除プログラムを利用して渡航者の適格性を判断する電子システムです。アメリカ (ESTA)、イギリス (ETA)、カナダ (eTA) など多くの国で実施されています。申請は各国政府の公式サイトで行うことができます。

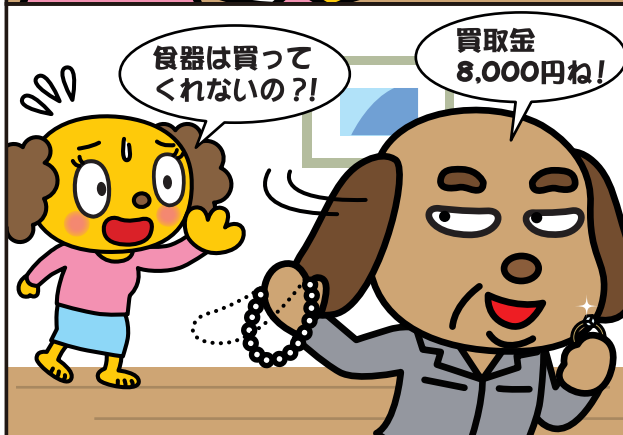
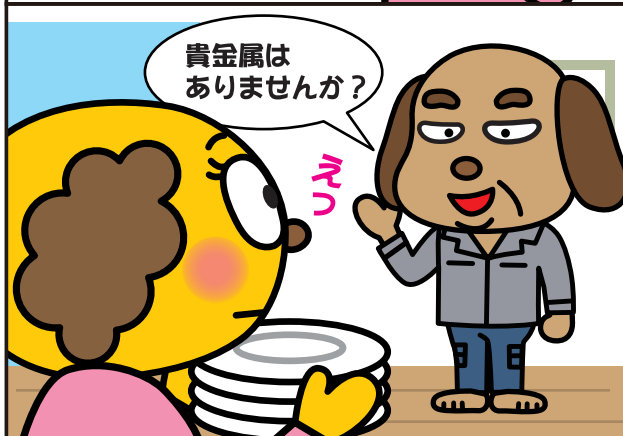
事例のようなトラブルの多くは、インターネット検索で上位に表示されたサイトを公式サイトだと思い込んで手続きしています。手続き後に申請代行サイトだと気づいても、海外の事業者が運営している場合は、キャンセルが困難なケースもあります。

インターネットサイトの取引は、契約前に契約内容や解約条件、事業者情報を十分確かめましょう。



インターネット検索で上位に表示されても
公式サイトか確認するワン！

貴金属の強引な買取りに注意



◎相談事例

一人暮らしの母が在宅中に買取り業者から電話を受け、不要な衣類や食器などはないかと聞かれた。使わない食器があると答えたところ、業者が来訪した。業者は食器には目もくれず、「貴金属はないか」と聞いてきたという。母は怖くなり、仕方なくアクセサリ数点を渡し、8000円ほど受け取った。解約はできるだろうか。

◎アドバイス

消費生活センターには、貴金属の強引な買取りに関する相談が寄せられています。事例は「買取り商法」や「押し買い」と言われる取引です。「訪問購入」として、特定商取引法で事業者に対する規制と消費者保護ルールが定められており、契約した場合は法定書面を受け取った日から8日を経過するまでは、書面またはメールなどを通知することで、クーリング・オフができます。

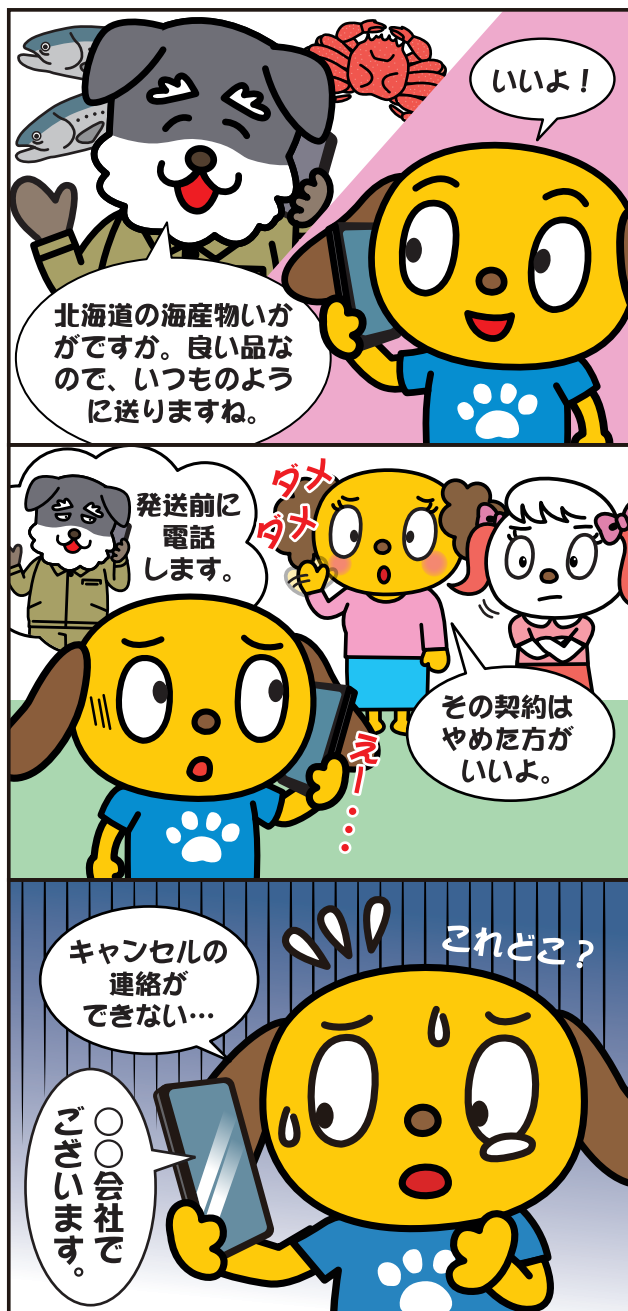
トラブルを避けるためのポイントは、買取りを希望した物品以外は売らないことです。消費者が電話で買取りを希望した物品以外の物品を、買取り業者が勧誘することは法律で禁止されています。業者に強く言われても、買取りを希望しない物品は見せないようにしましょう。また、希望した物品の買取時に交付された契約書面に、物品名や価格が正確に記載されているかよく確認することも大切です。クーリング・オフ期間内は、物品の引き渡しを拒むことができます。

対応に困ったときには、消費生活センターに相談してください。



買取りを希望した物品以外は売らないようにするワン！

海産物の電話勧誘に注意



◎相談事例

自宅に北海道産の海産物セットを勧める電話があった。旅行した際に買ったお店だと思い、了承した。配達は2週間後で、代金は商品到着後に振り込むよう言われ、会社の固定電話の番号を教えられた。発送前に担当者が確認の連絡をするとのことだった。家族に反対されたのでやめようと思い、教えられた電話番号にかけると関係ない会社につながった。キャンセルの連絡ができずに困っている。

◎アドバイス

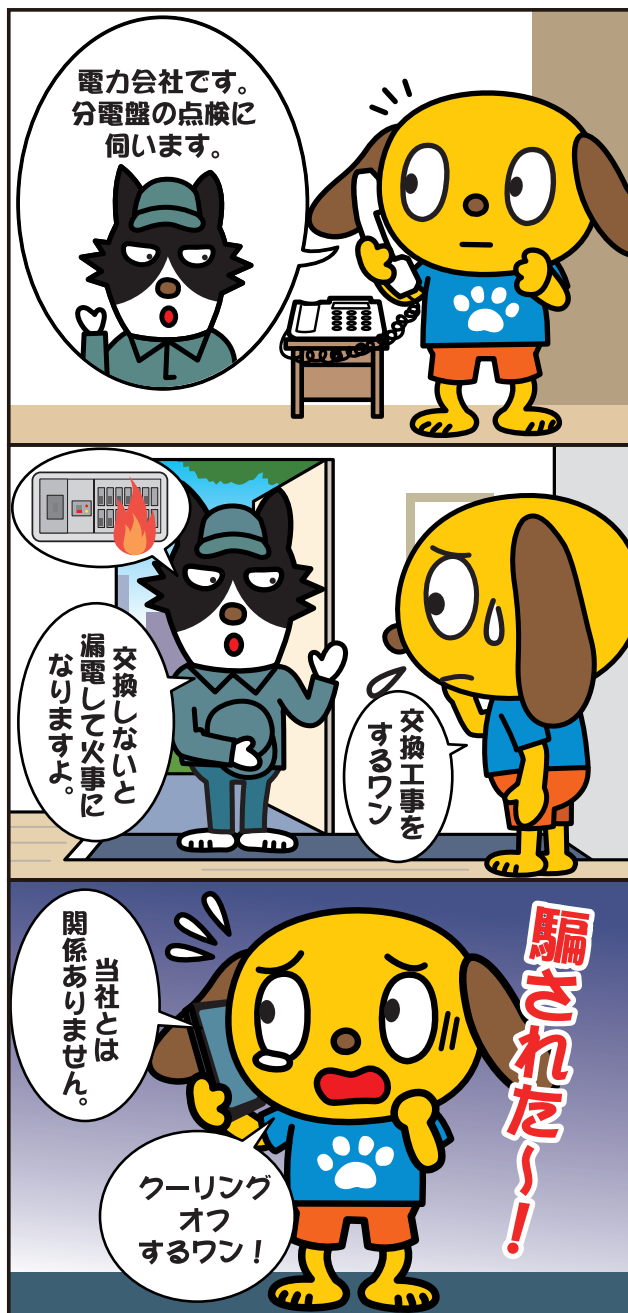
事業者からの電話で勧誘され申し込んだ取引は、クーリング・オフによる無条件での解除が可能です。クーリング・オフは、契約書面を受け取ってから8日以内に書面かメールなどの電磁的な方法で通知をします。

事例の場合は、事業者から商品とは別に契約書が届くかどうか待ってみるのも一つです。また商品発送前に事業者から確認の電話があったら、クーリング・オフをすることを伝え、事業者名や住所を確認し、通知を出す方法もあります。商品が届く前に事業者の情報が分からなかった場合は、宅配業者が商品を配達した際に、受け取り拒否をすることを伝えたいうえで、発送元の事業者の情報をメモしておき、クーリング・オフの通知を出しましょう。



商品が届いたときは、送り主の情報をメモした上で
「受け取り拒否」するワン

分電盤の点検商法に注意



◎相談事例

契約している電力会社を名乗る者から、「分電盤の点検に伺いたい」と電話があった。訪問され、点検後に「分電盤が古いので漏電する可能性がある。火災になるかも知れない。危険なので交換した方がいい」と言われた。不安になり、約20万円の分電盤の交換工事を契約した。念のため電力会社に問い合わせたら「この業者は当社とは関係ない」と言われたので解約したい。

◎アドバイス

分電盤の点検商法は、分電盤の点検を持ち掛けて不安をあり、その場で設備交換のための高額な契約をさせる手口です。分電盤の点検は、電力会社や委託された業者が法令に基づき、4年に1回以上の頻度で行い、その点検日時は事前に書面で案内しています。

事例のように点検日時を電話で知らせることはなく、訪問した点検作業員がその場で設備交換などの契約を勧誘することはありません。また法令に基づく点検の場合は調査員証の携帯が義務付けられているので、調査員証の提示を求めましょう。なお、交換工事は電気工事士の資格が必要です。

電話や訪問営業があっても安易に点検を依頼せず、点検を依頼する場合でもその場ですぐに契約はしないようにしましょう。点検するために訪問した業者と契約をしてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。

対応に困ったときには、消費生活センターに相談してください。



電話や訪問で点検を勧められても安易に依頼しないワン！

「電話が使えなくなる」という自動音声の電話に注意



◎相談事例

自宅の固定電話に大手通信事業者を名乗り、自動音声で「これから2時間後に電話が使用できなくなります」との電話がかかってきた。さらに「オペレーターと話す方は1番を押してください」と流れ、1番を押すと男性のオペレーターにつながった。本人確認に必要と言われ、住所、氏名、生年月日を伝えた。不審に思い、本当に通信事業者かと聞くと、「間違えました」と言い一方的に電話を切られた。詐欺電話かもしれない。

◎アドバイス

通信事業者が自動音声ガイダンスなどを使って電話を停止するというような連絡をすることは絶対にありません。このような内容の知らない番号や非通知、海外と思われる番号からの電話は、個人情報や不当に聞き出したり金銭をだまし取る目的の詐欺電話です。個人情報は絶対に伝えないでください。また、自動音声ガイダンスが流れた場合は、最後まで聞かずに電話を切る、不審な番号からの電話には出ない、留守番電話設定にするなど慎重に対処しましょう。不安に思った場合は、消費生活センターに相談してください。



個人情報は絶対に伝えないワン！

クーリング・オフについて

いったん契約をしたら、どんなことがあっても解約することはできないと思いがちではないでしょうか。原則として、一度成立した契約は守らなければなりません。しかし、訪問販売のような不意打ち的な勧誘や、マルチ商法や内職商法のように複雑で難しい契約などは、「いったん契約したら守らなければならない」とするのは、消費者にとって不利な場合があります。

そのため、特定の取引に限って、一旦頭を冷やして考え直し、契約後一定期間内であれば無条件に申込の撤回または契約の解除ができる制度があります。これをクーリング・オフ(冷静に考え直す)制度といいます。

クーリング・オフができる取引一覧(特定商取引法の例)

取引内容	期間
訪問販売	8日間
電話勧誘販売	8日間
継続的サービスの契約(特定継続的役務提供) ※店舗での契約も含まれます。 エステティックサロン/美容医療/語学教室/家庭教師(通信指導等含む)/学習塾/パソコン教室/結婚相手紹介サービス	8日間
マルチ商法(連鎖販売取引) ※店舗での契約も含まれます。	20日間
内職・モニター商法(業務提供誘引販売取引) ※店舗での契約も含まれます。	20日間
訪問購入 店舗以外の場所で、物品を事業者が消費者から買い取る取引	8日間

※上記の他にも割賦販売法の個別クレジット契約、保険業法の生命・損害保険契約などがあります。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限られます。通信販売にクーリング・オフの制度はありません。注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう。

お気軽にご相談ください

事業者からクーリング・オフができる旨の記載のある書面を受けていない場合などは期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。詳しくは消費生活センター(→28ページ)へご相談ください。

クーリング・オフの記載例

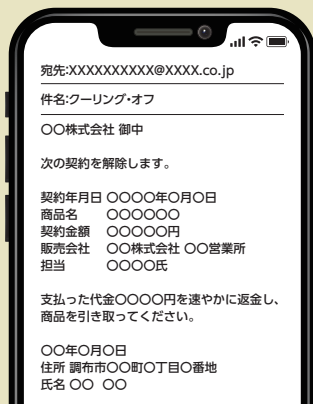
クーリング・オフの通知は、はがきなどの書面や電子メールなどの電磁的記録で行います。書面の場合は、以下のように記入して、控え用にコピーし「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録が残る方法で送ってください。

1. はがきの場合(必ずコピーをとり、**特定記録郵便**または**簡易書留**で出しましょう。)

切手	□□□□□□□□
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇販売株式会社 代表者様	
・ 契約者住所 ・ 契約者氏名	

契約解除通知
・ 契約年月日 〇年〇月〇日
・ 商品名
・ 契約金額
・ 販売会社名
・ 担当者名
上記契約を解除します。
〇年〇月〇日 契約者住所 氏名

2. メールなど電磁的記録の場合



宛先:XXXXXXXXXX@XXXX.co.jp

件名:クーリング・オフ

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 〇〇〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社 〇〇株式会社 〇〇営業所
担当 〇〇〇〇氏

支払った代金〇〇〇〇円を速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

〇〇年〇月〇日
住所 調布市〇〇町〇丁目〇番地
氏名 〇〇 〇〇

契約の特定に必要な情報(契約年月日、購入品名、
購入金額、契約者名など)をもれなく記載します。

クーリング・オフ通知を発信した日から効力が発揮さ
れるため、メールを送付する日付を必ず記載します。

返金を振り込みにしたい場合は、振込口座も記載し
ます。

メールの送信記録画面のスクリーンショット、ウエ
ブサイトのクーリング・オフ専用フォームであれば
画面のスクリーンショットなど、通知内容と通知し
た日がわかるデータを保存しましょう。

気づいて
いますか？



「だまされリスク」チェック

日常には様々なリスクが潜んでいます。
あなたの身近に確実にあるリスクをチェックしましょう。

あてはまる項目に を入れてみましょう。

1. 知らない業者から突然連絡が来たことがある
2. 内容をすべて理解することなく契約したことがある
3. 知らない訪問者の話を丁寧に聞いたことがある
4. 友人から投資話を紹介されたことがある
5. 高価なものをひとりで決めて契約・購入したことがある
6. 他者の外見から信頼できるかどうか判断できると思う
7. 自分を含め多くの人は詐欺を見破れると思う
8. 日常的にあいさつ以上の会話をする友人がいない



なぜリスク？
裏面で心理学者が解説



チェックを入れた項目を確認してみましょう！

- 1 悪質業者はあなたの個人情報を手に入れている可能性が高いです。家族になりすますことも簡単にできます。
- 2 保険やクレジットカードの契約約款をすべて読んで理解している人はいますか？おそらく多くの人は理解していないと思います。契約することで誰でもトラブルに陥るリスクがあります。
- 3 詐欺の入り口です。誰でも標的にされます。訪問者の話は聞かないようにして、すぐに帰ってもらいましょう。
- 4 内容は必ず自分で確認しましょう。友人がよい情報だけを切り取って伝えている可能性がありますし、そもそもすべての内容を理解していない可能性もあります。
- 5 買い物をするとき、すべての情報を検討して購入する人は多くありません。多くの場合、自分にとって都合のよい情報だけに注目します。第三者に相談することで、自分では気づいていないデメリットに気づくことができます。
- 6 他者の外見は、その人を知るうえで、手がかりになるとは限りません。
- 7 実際、詐欺を見破れる人は多くありません。だまされていることに気づかないケースもあります。経験はあまり役に立ちません。
- 8 第三者の客観的な意見は非常に有効です。気軽に家族や友人、相談窓口にご相談しましょう*。また、あなたも友人などの相談相手になりましょう。

「だまされリスク」を意識して、安全に楽しく生活しましょう。



* 困ったときは、
消費者ホットライン
188^{いやや}にご相談を！
最寄りの相談窓口
電話がつながります

お住まいの自治体の相談窓口

調布市消費生活センター 調布市役所 3階
☎ 042-481-7034
受付日：月～金（祝日・年末年始除く）
受付時間：【電話相談】9時～12時 13時～15時30分
【来所相談・予約制】9時～12時 13時～15時
※第2土曜日は電話相談のみ 9時～12時

編集・発行 独立行政法人国民生活センター広報部（法人番号 4021005002918）
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22

執筆・監修 中央大学文学部教授 有賀敦紀
デザイン 株式会社アメージングデザイン

2023年3月発行

こまったときの相談窓口

ひとりで悩まず、ご相談ください！ いずれも費用は**無料**です。

◆調布市消費生活センター◆

電話番号：**042-481-7034**

相談受付日：月曜日～金曜日、第2土曜日
(祝・休日、年末年始を除く)

曜日	午前	午後	業務内容
月～金曜日	9:00～ 12:00	13:00～15:30	電話相談
		13:00～15:00	来所相談 (予約制)
第2土曜日			電話相談

場 所：調布市役所3階

対 象：市内在住・在勤・在学の方

土曜日・日曜日のご相談について

土・日曜日、祝日についてはこちらをご利用ください

◆東京都消費生活総合センター

電話番号 **03-3235-1155**

相談受付日：月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）

相談時間：午前9時～午後5時

場所：新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

対象：都内在住の方

●架空請求110番

相談専用電話：**03-3235-2400**

●高齢者被害110番

消費生活トラブルでお困りの高齢者のための相談電話です。

相談専用電話：**03-3235-3366**

●高齢消費者見守りホットライン

ヘルパー、民生委員など、高齢者の身近にいる方からの通報、問い合わせはこちらです。

相談専用電話：**03-3235-1334**

◆(公社)全国消費生活相談員協会「週末電話相談」

電話番号 **03-5614-0189**

相談受付日：土曜日、日曜日（年末年始を除く）

相談受付時間：午前10時～12時、午後1時～4時

◆(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会「ウィークエンド・テレホン」

電話番号 **03-6450-6631**

相談受付日：日曜日（年末年始を除く） / 相談受付時間：午前11時～午後4時

◆(独)国民生活センター

消費者ホットライン **188(局番なし)**

相談受付日：土曜日、日曜日、祝日（年末年始を除く）

相談受付時間：午前10時～午後4時

ひとりで悩まず、すぐに相談!

調布市消費生活センター 市役所3階

☎ 042-481-7034

受付時間など詳細は28ページを参照

「いやや!」
消費者ホットライン **188**

をご利用ください。



©YUKI ISHII

生活ひとくちメモ2026

発行	調布市
発行日	令和8年3月
編集	生活文化スポーツ部文化生涯学習課 〒182-8511 調布市小島町2-35-1 TEL 042-481-7140
印刷・デザイン	有限会社みやざき印刷 いしいゆき (イラスト)
刊行物番号	2025-167

